

事務連絡
令和6年7月19日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」に関する今後の運用方針について」に基づく車両の配分について

「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について（令和2年3月31日付け旅客課長事務連絡。以下「特例措置」という。）」に基づき実施されている事業計画の変更を要しない休車（以下「臨時休車」という。）については、その復活期限を、「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」に関する今後の運用方針について（令和4年1月31日付け旅客課長事務連絡。）」により、令和6年3月31日までとしているところである。

また、「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」に関する今後の運用方針について（令和5年11月14日付け旅客課長事務連絡）」により、臨時休車を活用している各タクシー事業者から、各地方運輸局長等に対し、臨時休車車両を復活期限までに①復活させるか、②譲渡するか、③事業計画上減車とするかを令和5年12月27日までに報告させることとし、③の台数を、運転者を確保する能力が十分にあるなど車両を有効活用できる事業者に配分することとしていたところである。

今般、令和6年3月31日までに①復活②譲渡のいずれの措置もとられず③事業計画上減車の扱いとなった臨時休車車両（以下、「減車車両」とする）について、下記のとおり取り扱うこととしたのでその旨了知されるとともに、遺漏なきよう取り図られたい。

なお、本取扱いについては、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

各準特定地域において発生した減車車両の車両数（以下「減車車両数」とする）について、有効かつ迅速に車両を活用する観点から、以下のとおり配分することとする。以下、運転者数と車両数は、各準特定地域内に存する営業所の合計値とする。

1. 配分希望の申出条件

- （1）運転者数を、配分を希望する車両数に申出時点の事業計画上の車両数を加算した合計値で除して1以上となる場合に、事業者は配分希望の申出を行うことができる。
- （2）運転者数には、申出時点の運転者数に加え、確保予定の運転者（申請時点において、

今後勤務することが採用通知書、メール等により確認できる者)を含めることができる。

2. 配分方法

- (1) 各申出事業者の配分を希望する車両数(以下「希望車両数」とする)が減車車両数を下回る場合は、希望車両数どおり配分を行う。
- (2) 各申出事業者の希望車両数の合計が、減車車両数を上回る場合は、各申出事業者間の運転者数の比率を算出し、当該比率のとおり車両を配分する。

3. 手続き方法

- (1) 各地方運輸局は、令和6年4月1日時点における減車車両の車両数を7月19日に準特定地域ごとに公表する。
- (2) 減車車両の有効活用を希望する事業者は、各地方運輸局に対し7月24日までに、その旨及び配分希望車両数を申し出ることとする。
- (3) 申出に当たっては、申出時点の運転者台帳等、運転者数を挙証する書類を提出すること。運転者数を算出するにあたり、確保予定の運転者数を含めた場合も同様に、今後勤務することが確認できる採用通知書、メール等を提出すること。
- (4) 各地方運輸局は、申し出のあった事業者に対し7月26日までに配分車両数の通知を行う。
- (5) 通知を受けた事業者は、7月31日までに事業計画(事業用自動車の数)変更の事前届出書を提出し、事業用自動車として登録後速やかにタクシー事業において稼働させること。

4. その他

7月24日までに配分希望の申出がなかった場合、もしくは、配分希望車両数の合計が減車車両の車両数に満たなかった場合は、7月31日をもって当該準特定地域内において当該未配分車両数分の車両が減車されたものとみなす。

事業計画上減車の扱いとなった臨時休車車両数等について

準特定地域における事業計画上減車の扱いとなった臨時休車車両数については以下のとおりとし、これを限度に増車可能枠を配分することとする。

青森交通圏	24両	秋田交通圏	28両
八戸交通圏	1両	山形交通圏	3両
弘前交通圏	19両	福島交通圏	0両
盛岡交通圏	1両	郡山交通圏	0両
一関交通圏	2両	会津交通圏	1両
仙台市	36両	いわき交通圏	0両

配分に係る手続き方法については以下のとおりとする。

(1) 配分を希望する事業者は、各地方運輸局（窓口は運輸支局）に対し令和6年7月24日までに配分を希望する車両数を書面により申し出ることとする。

(2) 申出に当たっては、申出時点の運転者台帳等、運転者数を挙証する書類を提出すること。運転者数を算出するにあたり、確保予定の運転者数を含めた場合も同様に、今後勤務することが確認できる採用通知書、メール等を提出すること。

ただし、運転者数を、配分を希望する車両数に申出時点の事業計画上の車両数を加算した合計値で除して1以上となる場合に限り、事業者は配分希望の申出を行うことができる。

(3) 各地方運輸局は、申し出のあった事業者に対し7月26日までに配分車両数の通知を行う。なお、各申出事業者の希望車両数の合計が、減車車両数を上回る場合は、各申出事業者間の運転者数の比率を算出し、当該比率のとおり車両を配分する。

(4) 通知を受けた事業者は、7月31日までに事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書を提出し、事業用自動車として登録後速やかにタクシー事業において稼働させること。